

音更町地域防災計画(案)

《水防計画抜粋》

令和4年12月にお配りしました「音更町地域防災計画」の事務局案に対する音更町防災会議委員の皆様から頂いたご意見は、「青字」で修正し記載しております。

また、「北海道地域防災計画（令和5年2月）」に基づく修正等は、「赤字」により記載いたしました。

なお、本計画案は、修正等を行った該当ページのみを抜粋し印刷しています。該当する章番号と節番号には、目次に網掛けを施し標示しております。

令和5年2月

音 更 町

目次

第1章 総則	1
第1節 目的.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 用語の定義.....	3
第4節 水防の責任等.....	6
第5節 安全配慮.....	9
第2章 水防組織	11
第1節 水防管理団体の水防組織.....	11
第2節 十勝川外減災対策協議会.....	12
第3章 重要水防箇所	13
第4章 予報及び警報等	14
第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等.....	14
第2節 気象庁が行う予報及び警報.....	15
第3節 洪水予報河川における洪水予報.....	17
第4節 水位周知河川における水位到達情報.....	21
第5節 水防警報.....	23
第5章 水位等の観測、通報及び公表	27
第1節 水位の観測、通報及び公表.....	27
第2節 雨量の観測及び通報.....	30
第6章 気象予報等の情報収集	31
第1節 気象予報及び警報、気象情報.....	31
第7章 ダム・水門等の操作	33
第1節 ダム操作.....	33
第2節 ダム情報系統図.....	34
第3節 水門等の操作.....	35
第8章 通信連絡	36
第1節 水防通信網の確保.....	36

第2節	災害時優先通信の取扱い	37
第3節	その他の通信施設の使用	38
第4節	通信連絡系統	39
第9章	水防施設及び輸送	40
第1節	水防倉庫及び水防資器材	40
第2節	輸送の確保	41
第10章	水防活動	42
第1節	非常配備体制	42
第2節	巡視及び警戒	43
第3節	水防作業	44
第4節	緊急通行	45
第5節	警戒区域の設定	46
第6節	避難のための立退き	47
第7節	決壊・漏水等の通報	48
第8節	水防配備の解除	50
第11章	水防信号、水防標識及び身分証票	51
第1節	水防信号	51
第2節	水防標識	52
第3節	必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票	53
第12章	協力及び応援	54
第13章	費用負担と公用負担	56
第1節	費用負担	56
第2節	公用負担	57
第14章	水防報告	58
第15章	水防訓練	59
第16章	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	60
第17章	水防協力団体	63
第18章	水防管理団体の水防計画及びその作成要領	64

第2章 水防組織

第1節 水防管理団体の水防組織

1 町の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、町は役場に水防本部を設置し、事務を処理する（組織図：資料編1-6、所掌業務：資料編1-7）。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

※資料編1-6：音更町水防本部組織図

※資料編1-7：音更町水防本部業務分担

2 消防機関の組織

消防機関の組織は、資料編2-1及び2-3のとおりである。

※資料編2-1：消防組織図

※資料編2-3：消防団の水防分担区域及び配置人員

3 水防に関する協議

法第34条の規定により、水防計画その他水防に関する重要な事項の調査審議は、音更町防災会議において行うものとする。

第2節 十勝川外減災対策協議会

本協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、十勝川等における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、帯広開発建設部、釧路地方気象台、十勝総合振興局、十勝管内市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とし、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会及び第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として設置する。

第2節 気象庁が行う予報及び警報

1 気象官署が発表又は伝達する注意報及び警報

気象官署の長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

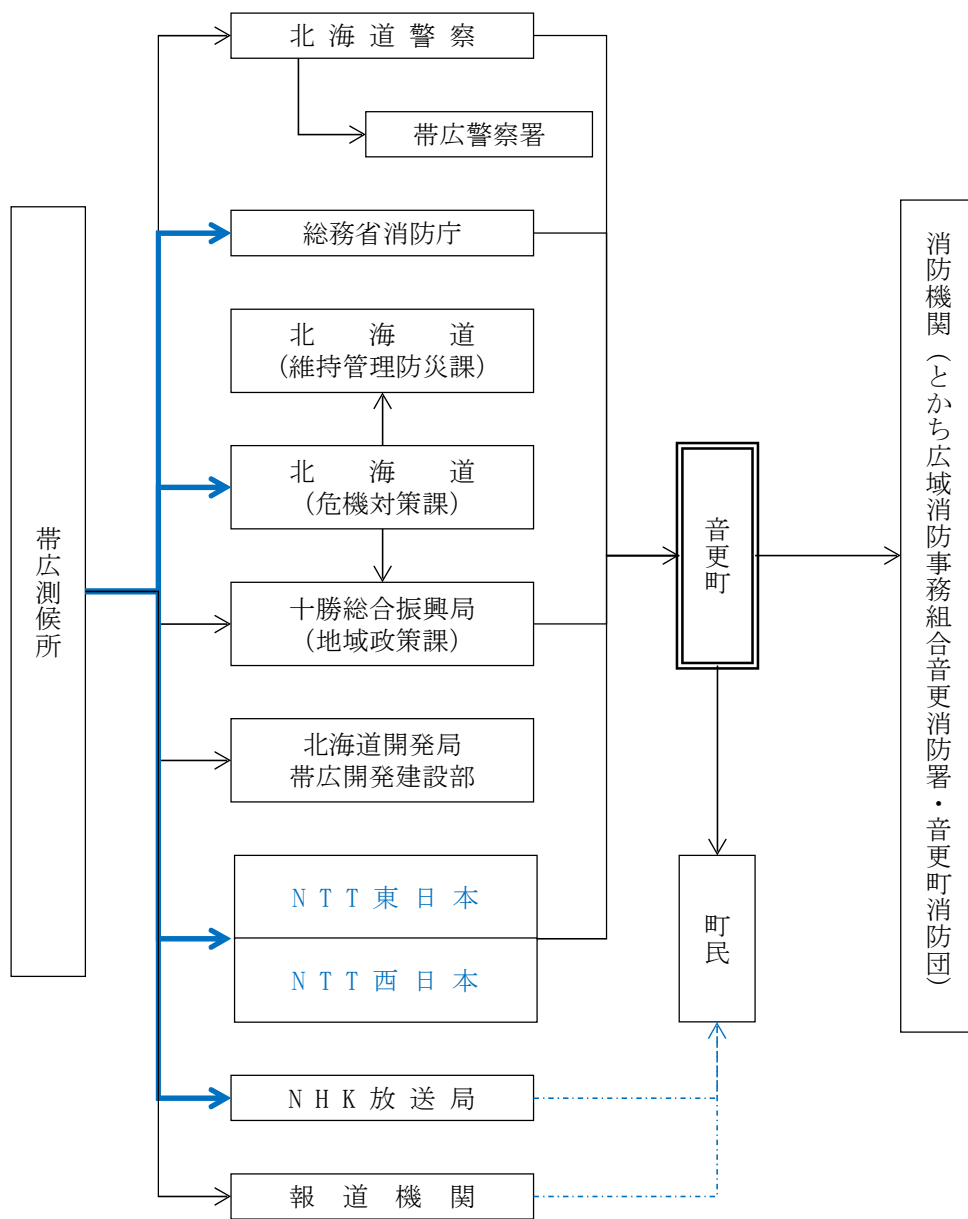
※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

（大雨警報・洪水警報等を補足する情報）

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は資料編3-5のとおりである。

※資料編3-5：キキクル等の種類と概要

2 警報等の伝達経路及び手段



(注: → は法定伝達経路、- - -> は放送又は無線)

第3節 洪水予報河川における洪水予報

1 種類及び発表基準

国土交通省または都道府県と気象庁は共同して、あらかじめ指定した河川（「洪水予報指定河川」）について、区間を決めて水位又は流量を示した予報を発表する。

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

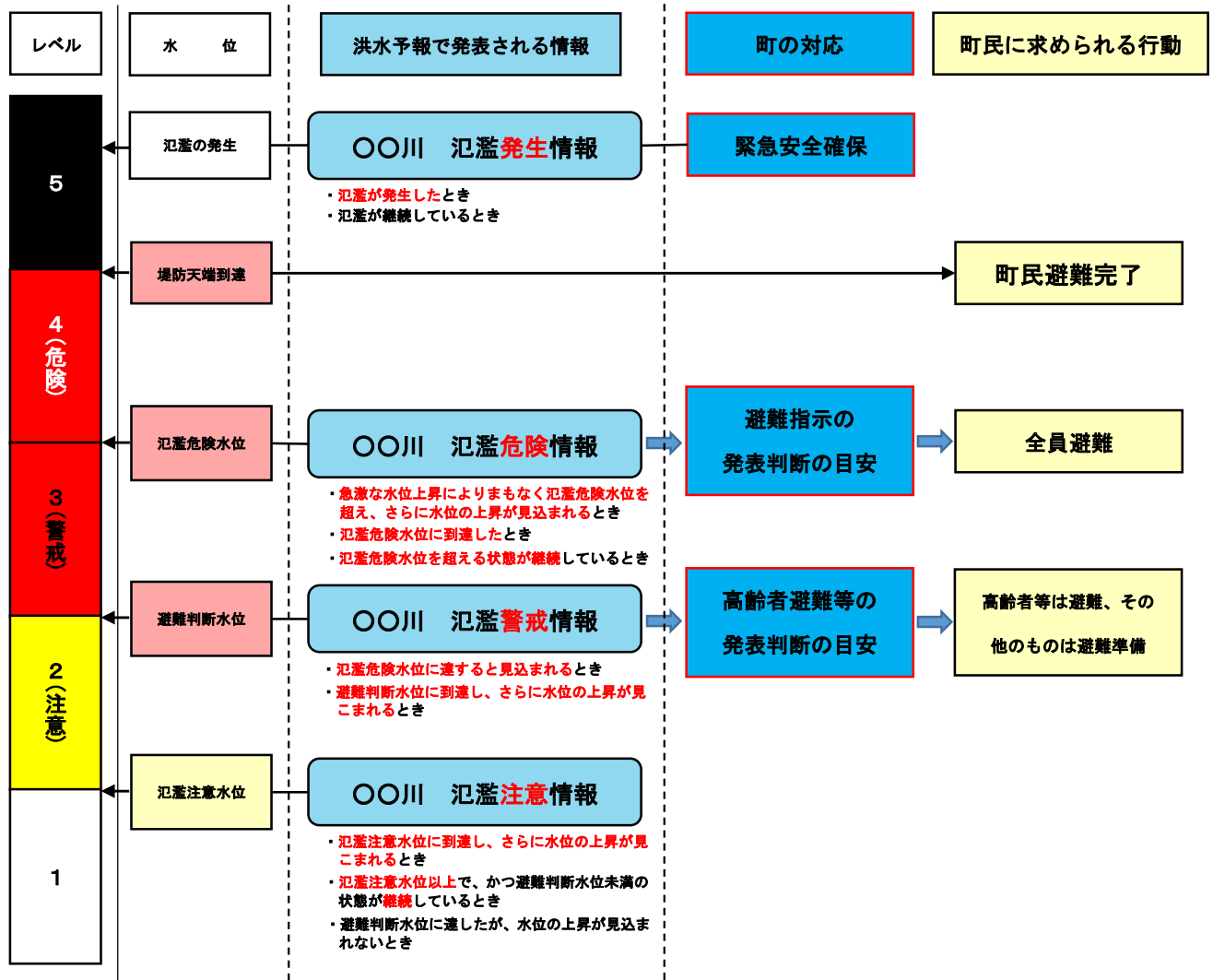
発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

洪水の危険のレベルに対応した表現等

洪水の危険のレベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	水位の名称	町・町民に求める行動等
レベル5 (警戒レベル5相当)	氾濫発生情報 [洪水警報]	(氾濫発生)	緊急安全確保 高所への移動、近傍の堅固な建物への避難等
レベル4 (警戒レベル4相当)	氾濫危険情報 [洪水警報]	氾濫危険水位	町は避難指示の発令を判断 住民は全員避難
レベル3 (警戒レベル3相当)	氾濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	町は高齢者等避難の発令を判断 高齢者等は避難、その他の者は避難準備
レベル2 (警戒レベル2相当)	氾濫注意情報 [洪水注意報]	氾濫注意水位	避難に備える
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	—

洪水情報提供（住民に求められる行動）



2 国が行う洪水予報

(1) 洪水予報河川

国土交通省と気象庁が共同して洪水予報を行う河川のうち町に関わる河川は、次のとおりである。

ア 洪水予報を行う河川、区域及び実施機関

水系名	河川名	基準地点	区域	実施機関
十勝川	十勝川	共栄橋 帯広 茂岩	左岸：上川郡清水町字熊牛38番の5地先～海 右岸：上川郡新得町字屈足東2線25番地先～海	帯広開発建設部 釧路地方気象台 帯広測候所
	音更川	士幌 音更	左岸：河東郡士幌町字士幌幹西3線187番地先 ～十勝川への合流点 右岸：河東郡士幌町字上音更基線204番地先 ～十勝川への合流点	

イ 洪水予報の対象となる基準観測所

洪水予報区域名	河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
十勝川	十勝川	共栄橋	上川郡清水町 字人舞共栄284-4地先 (kp93.6)	143.50	144.30	145.20	145.40
		帯広	帯広市大通北2丁目 2-2地先 (kp56.7)	34.20	35.20	36.80	37.40
		茂岩	中川郡豊頃町 中央新町1丁目地先 (kp21.0)	6.20	6.90	10.00	10.90
	音更川	士幌	河東郡士幌町 字百戸 (kp30.0)	206.10	206.50	207.30	207.90
		音更	河東郡音更町 字下音更東1線37-7地先 (kp9.1)	72.40	73.10	73.80	74.20

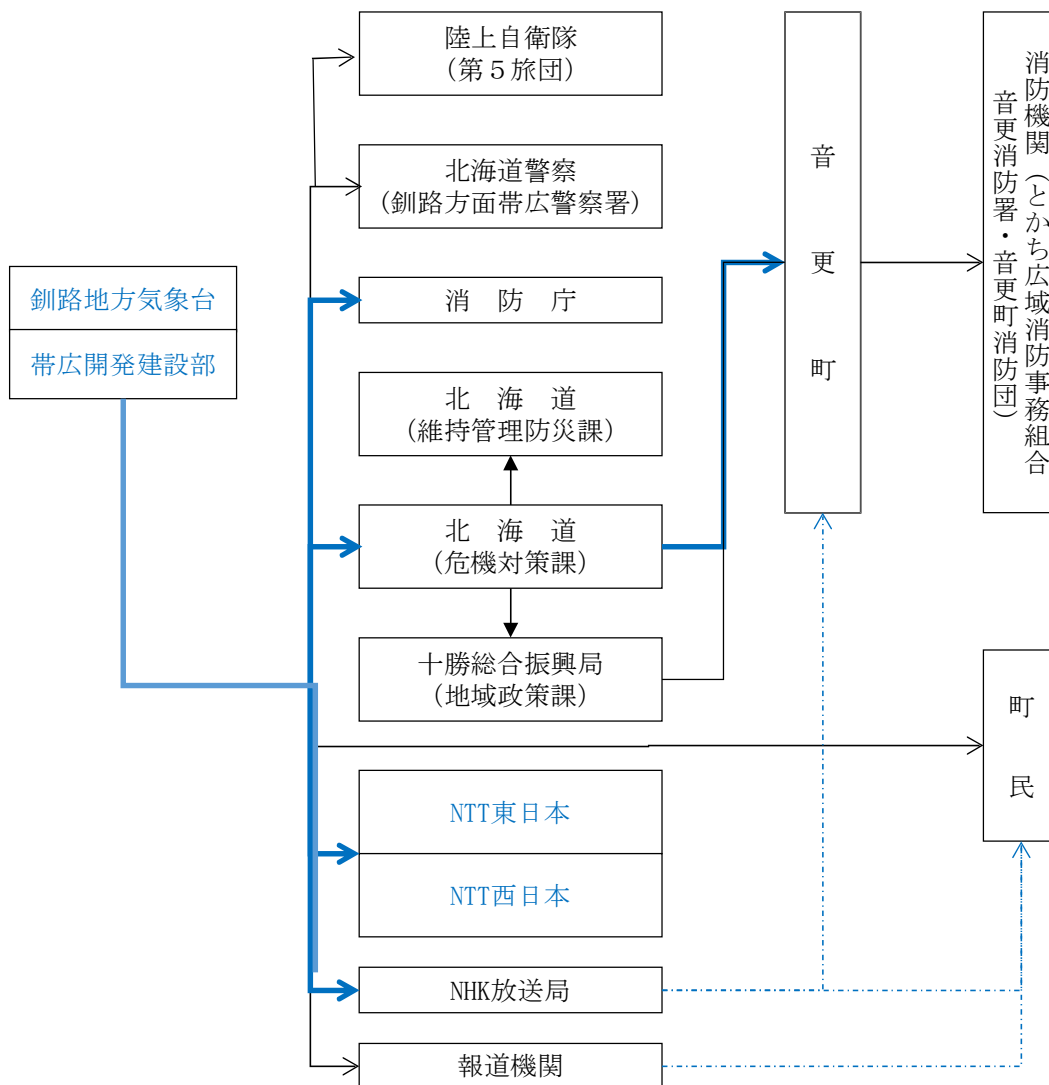
ウ 洪水浸水想定区域

洪水予報河川の洪水による浸水想定区域は、資料編4-2のとおりである。

※資料編4-2：音更町浸水想定区域図

(2) 洪水予報の伝達系路及び手段

水防法及び気象業務法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。



(注: → は法定伝達経路、 -.-> は放送又は無線)

(注: NTT東日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。)

第6章 気象予報等の情報収集

第1節 気象予報及び警報、気象情報

1 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

水防管理者又は水防に関係ある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている気象庁ホームページや国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

(1) 市町村向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値 等

(2) 一般向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	https://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
札幌管区気象台ホームページ ※気象庁ホームページへのリンク	https://www.jma-net.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値 等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値 等

2 気象情報の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

(2) 地方情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や町民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、町民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

第7章 ダム・水門等の操作

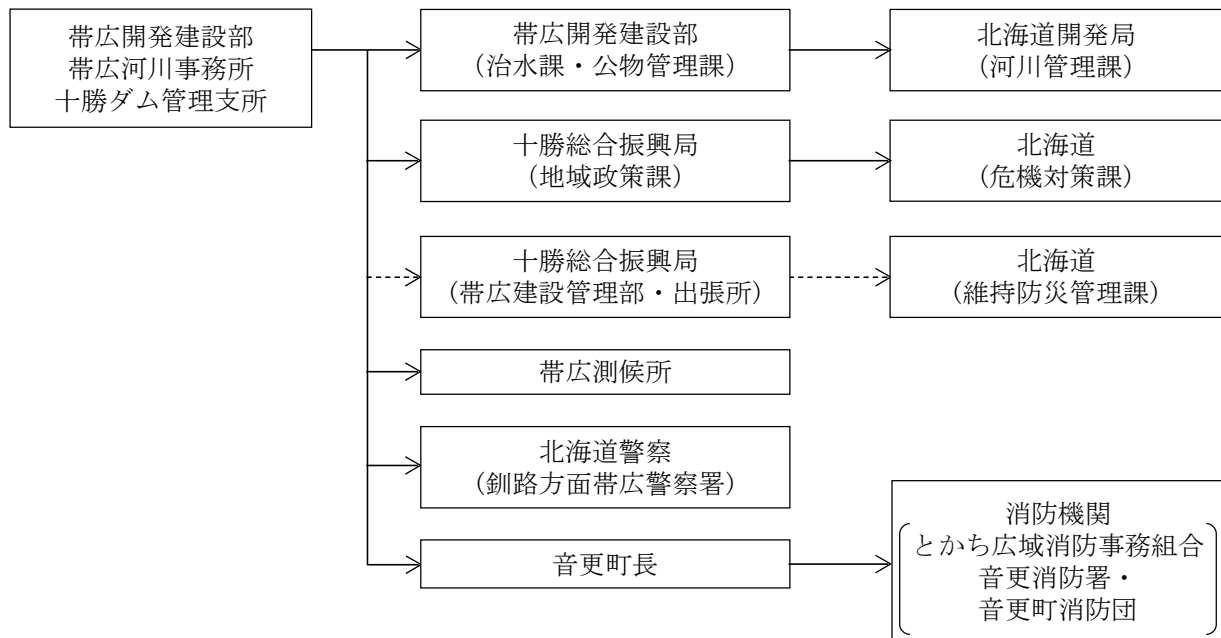
第1節 ダム操作

- (1) 直轄ダムの管理者（河川管理者）は、気象状況及び水位の変動に留意し、河川法（昭和39年7月10日法律第167号）に基づき定めたダム操作規則等により貯水放流、門扉開閉等を行うものとする（河川法第14条）。
- (2) 利水ダム管理者は、気象状況及び水位の変動に留意し、河川法に基づき河川管理者から承認を受けたダム操作規程等により貯水放流、門扉開閉等を行うものとする（河川法第47条）。
- (3) ダム管理者は、出水期に先立ち、ダムの管理に支障のないように、門扉等の点検、整備をするものとする。
- (4) ダム管理者は、出水時の放流を行うときは、放流に伴う下流水域の危害予防のため、下流関係機関の水防警報又は活動体制等を十分に考慮し、ダム操作規則又はダム操作規程等により関係機関に対し、予報し、通知するものとする。
- (5) 河川管理者は、河川法第52条の規定により、洪水による災害の発生の防止、軽減を図るため、利水ダム管理者に対し、次の事項を指示することができるものとする。
 - ア 予備放流の指示
 - イ 貯留制限の指示
 - ウ 洪水調節の指示
 - エ 解除の指示

第2節 ダム情報系統図

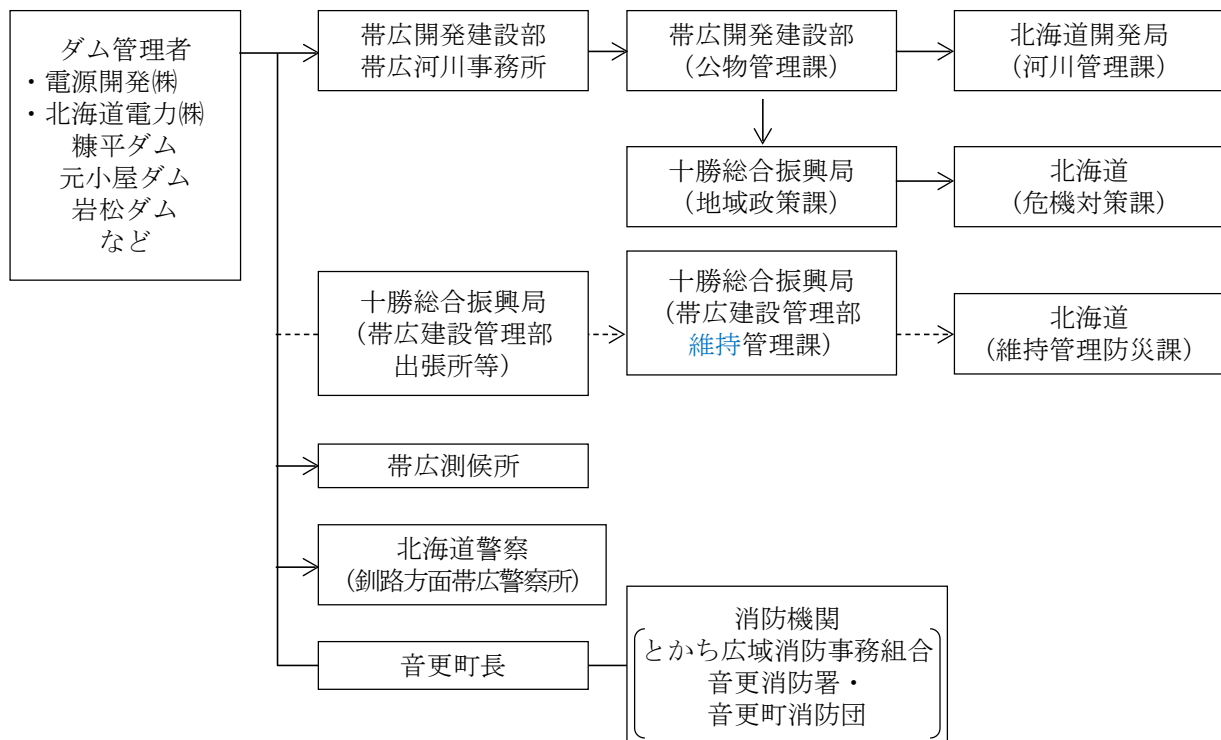
(1) 直轄ダム

直轄ダムの情報系統図は次のとおりである。



(2) 利水ダム (国許可)

利水ダム (国許可) の情報系統図は次のとおりである。



第15章 水防訓練

1 水防管理団体の水防訓練

指定水防管理団体である町は、毎年1回以上なるべく出水期前に、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や帯広開発建設部が主催する水防技術講習会へ消防団員等水防活動に従事する者を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

1 洪水浸水想定区域の指定

法第14条の規定により、北海道開発局及び道は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、町長に通知するものとする。

2 内水浸水想定区域の公表

町長または知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、道については町長に通知するものとする。

※資料編4-2：音更町浸水想定区域図

3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

音更町防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、音更町地域防災計画又は本計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水に関する情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う、洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時、内水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
イ 大規模な工場その他の施設（アに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出あつた施設に限る。）
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

4 洪水、内水ハザードマップ等の配布等

洪水・内水浸水想定区域をその区域に含む町長は、音更町地域防災計画において定められた前記3（1）～（5）に掲げる事項を町民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第8条第3項に規定する事項を含む。）を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

第17章 水防協力団体

1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、道及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

2 水防協力団体の業務

水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体と消防団等との連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年消防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第18章 水防管理団体の水防計画及びその作成要領

1 水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、北海道水防計画に応じた水防計画を定め、毎年出水期前までに、水防協議会又は市町村防災会議に諮り、知事に遅滞なく届け出るものとする。なお、非指定水防管理団体においても、水防計画を作成しておくことが望ましい。

2 水防計画の公表

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

3 水防協議会の設置

指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合の議決で定めるものとする。

4 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成する。